報告第１号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年２月２６日提出

かすみがうら市長　　宮　嶋　　謙

専　決　処　分　書

公用車による事故の損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年２月３日

かすみがうら市長　　宮　嶋　　謙

公用車による事故の損害賠償額の決定及び和解について

１　事故発生日時　令和８年１月１１日（日）午後１時５５分

２　事故発生場所　かすみがうら市深谷２７６５番地２地先

３　相　　手　　方　（住所）[redacted]

（氏名）[redacted]

４　事故の概要　　緊急走行中の消防車両が、道路狭隘によりすれ違いのために待機する車両へ車両後方部を接触させ、損傷させた。

５　示談内容

（１）過失割合　　かすみがうら市１００％　相手方０％

（２）損害賠償額　かすみがうら市　　２２９，８４５円

相手方　　０円

（３）損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。